

令和 7 年度「東京都環境影響評価審議会」第 1 回総会 議事録

■日時 令和 7 年 4 月 21 日（月曜日）午後 3 時 30 分～午後 5 時 34 分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

柳会長、奥第一部会長、宮越第二部会長、安立委員、飯泉委員、日下委員、高橋委員、羽染委員、速水委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、保高委員、横田委員、渡部委員、渡邊委員

■議事内容

受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告（４月）

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	(仮称)京王重機整備北野工場建替計画	令和 7 年 3 月 7 日
2 事後調査報告書	大井町駅周辺広町地区開発（工事の 施行中その２）	令和 7 年 2 月 28 日
	(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事 業（工事の施行中その３）	令和 7 年 3 月 26 日
3 完 了 届	町田市資源循環型施設整備事業	令和 7 年 3 月 13 日

令和 7 年度
「東京都環境影響評価審議会」
第 1 回総会
速 記 録

令和 7 年 4 月 21 日（月）
対面及びオンライン併用

(午後 3 時30分 開会)

○藤間アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、東京都環境影響評価審議会総会に御出席いただきありがとうございます。

本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち16名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、これより令和7年度第1回総会の開催をお願いいたします。

○柳会長 承知いたしました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。

なお、本会議の傍聴は、ウェブ上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室)

○藤間アセスメント担当課長 傍聴人の皆様にお知らせします。本日の審議会の資料については、環境局のホームページに掲載しておりますので、必要に応じて御覧ください。

それでは、会長、お願いいたします。

○柳会長 ただいまから、令和7年度東京都環境影響評価審議会第1回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、受理報告を受けることといたします。

それでは、受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 受理関係について御報告いたします。

お手元の資料1を御覧ください。

4月の受理報告は、環境影響評価調査計画書1件、「(仮称)京王重機整備北野工場建替計画」、事後調査報告書2件、完了届1件を受理しております。

区分、対象事業名称及び受理年月日につきましては、資料を御確認ください。

○柳会長 それでは、初めに、「(仮称)京王重機整備北野工場建替計画」環境影響評価調査計画書の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

まずは事業者の方に御入室いただきます。

事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○柳会長 それでは、審問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

御準備ができましたら説明をお願いいたします。

なお、説明される事業者の方は、冒頭で自己紹介をしていただき、併せて他の出席者についても御紹介ください。その上で御説明をお願いいたします。

○事業者 私は、京王重機整備株式会社と申します。

○事業者 環境管理センターと申します。アセスコンサルとしてお手伝いさせていただいております。よろしくお願いします。

○事業者 本日の審議会、よろしくお願いいたします。

それでは、今回の工場建替について御説明させていただきます。

弊社は、鉄道事業者が所有する車両の整備、保守、改造工事を行っている会社でございます。今回の工事を行います対象事業の名称は、仮称ではございますが、「京王重機整備北野工場建替計画」、対象事業の種類は、工場の設置でございます。

対象事業の目的として、既存工場は1965年から60年間稼働してまいりましたが、近年では需要が増加してまいりましたので、狭隘で老朽化した工場を建て替えることになりました。

工場は鉄道とともに稼働していますので、建替えには敷地内の建物の取壊しと建築を繰り返しながら建て進めていくことになります。

新工場は、作業工程を1か所にまとめることで効率化を図り、全国規模で鉄道事業者からの需要に遅滞なく応えられるよう、整備能力を増強し、今後も公共交通機関の維持と発展に寄与していきたいと考えています。

今回の建替計画に当たりまして、環境への影響にも十分配慮して進めたいと考えておりますので、審議会委員の皆様、東京都環境局の皆様には環境影響評価における各段階での御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○事業者 それでは、調査計画書の内容を、私、環境管理センターから御説明させていただきます。

今Z o o mで資料を共有させていただきますので、お手元の調査計画書と同じものですが、併せて御覧いただければと思います。

まず、調査計画書の3ページを御覧ください。

こちらは計画地の位置となっております。計画地は八王子市に位置しておりまして、すぐそばは東側に浅川が流れており、その東側は日野市との市境になってございます。

図面の中央、四角いエリアが計画地でございます。

めくっていただきまして、4ページ目。

計画地周辺の航空写真でございます。赤枠が計画地となっております、現状では既存の工場が立地しており、人工改変地となっております。

続きまして、5ページ目を御覧ください。

5ページ目が用途地域図でございます。

計画地は全域工業地域、第一種特別工業地区に指定されております。

隣接エリアとしては、南西側、南東側のエリアは住居系の第一種中高層、第二種中高層などに指定されております。

2つめくっていただきまして、7ページ目を御覧ください。

こちらは今回の計画の現況の建物と施設配置の概略図でございます。

少し中の建物を色分けしておりますが、図面の左側、オレンジ色になっているところが、こちらは東京特殊車体株式会社といいますグループ会社が使われている建物でございます。

図面の右側、灰色の建物が、京王重機整備株式会社が現状使っている建物でございます。

基本的にこの後詳細も御説明いたしますが、この既存の建物を全て解体し、新たに大きな第1工場棟、第2工場棟を造るというのが本事業の主な計画となっております。

こちらの東京特殊車体株式会社は、グループ会社ですが、本事業に伴って別の場所に移転するという計画でございます。

めくっていただきまして、8ページ目を御覧ください。

こちらが施設配置計画図でございます。将来建て替えた後の完成イメージで、先ほどの細かい建物を一通り解体し、大きく図面の左側に第1工場、右側に第2工場というふうに変集約を図るという計画でございます。

続いて、9ページ目を御覧ください。

こちらは概略断面図でございます。第1工場、第2工場ともに、高さを約15m、2階相当の建物を想定しておりまして、地下階は特になく、基礎底がG L 約-2m、杭の先端は強固な地盤層まで入れまして、G L 約-20m程度を想定してございます。

めくっていただきまして、10ページ目を御覧ください。

細かい第1工場、第2工場の実際の業務フローについては、少し省略させていただきますが、まず、現在、同一敷地内にある東京特殊車体株式会社の工場を他所に移転しまして、京王重機整備が敷地の全てを利用する形で再編を行います。これによって、十分な作業ス

ペースと安全かつ効率的な作業環境を整備することが目的でございます。

先ほどありました第1工場では、台車エリア、輪軸エリア、冷房機エリアといった既存の工場のものを効率的に配置し、整備能力の向上、それから、今後増大する需要に対応した業務運営を可能とする予定でございます。

また、第二工場につきましては、車体改修場としての主要能力を増強する計画でございます。

少しめくっていただきまして、13ページ目を御覧ください。

ここから施工計画と供用計画を御説明いたします。

まず工事工程ですが、令和9年、2027年に着工して、全体の施工期間としては約60か月を計画してございます。

工事は計画地内の既存施設を一部稼働させながら行う計画で、大きく1期工事、2期工事、3期工事と呼んでおりますが、それぞれ順次建物を解体し、新しい建物を造るという形の繰り返しになってまいります。

原則として工事の作業時間は8時から18時、日曜、祝日は工事を行わないという計画でございます。

めくっていただきまして、14ページ目が、今御説明した工事工程の概略図でございます。

①から⑦まで、段階的にステップを踏みまして、最初は西側、東京特殊車体の建物を解体し、新たに第1工場を造る。第1工場が完成した後に、東側、右側の京王重機の建物等を解体して第2工場の建設にかかるというようなステップでございます。

次の15ページでございます。

こちらは施工方法概略を示しております。

一般的な建物工事でございますので、仮設工事から始まりまして、解体工事、杭、山留め、躯体工事、それから仕上・設備工事、外構工事と進みまして、主要な建設機械は表4.3-2に示すとおり、バックホウ、油圧破碎機、杭打機、トラッククレーン、ブルドーザー等を使う予定でございます。

めくっていただきまして、16ページ目が工事用車両の主要走行経路でございます。

基本的には、正門と書いておりますが、計画地の西側にある正門からの出入りルートが主動線となっております。北東側と南東側にもそれぞれ門がございまして、そちらの出入りについてもサブの動線として設計しています。

2つめくっていただきまして、18ページ目が供用計画でございます。

本事業の計画建築物、第1工場は令和11年、2029年、第2工場が令和13年、2031年からの供用開始を予定してございます。

位置づけはこの中でも関連車両としましては、同ページの表4.3-3に示すとおりで、京王重機整備、先ほどの右側の建屋としては、現況、大型車が約1日当たり11台、小型車が10台程度出入りしてございます。

これが将来、最大では倍程度の22台と20台になる計画でございます。

一方で、東京特殊車体株式会社の分は他所に移転しますので、現状、大型4台、小型20台程度出入りしておりますが、これは将来は出入りしなくなる、0台になるということでございます。

したがって、合計としては、現況45台程度の出入りが、42台程度と若干減という予定でございます。

続いて、次の19ページが関連車両の主要走行経路でございます。

こちらは先ほどの工事用車両の走行ルートと同様で、正門からの出入りをメインのルートとして計画しています。

以上がおおよその事業計画ですが、冒頭、事業者からも御説明ありましたとおり、現況の工場は京王重機整備、京王グループではございますが、それ以外の鉄道整備を手広くやっておられまして、鉄道の車輪、それから、冷房部分などをこちらの工場に運んできて、修繕、整備、点検してまた出荷するというような形で、いわゆる大量生産するような製造業とは趣が違う工場でございます。

続きまして、6章以降が地域の概況となっておりますが、こちらは計画地の位置する八王子市、東京都などの環境の既存資料調査をまとめたところですので、ここでは説明は省略させていただきます。

飛んでいただきまして、115ページから環境影響評価項目の選定の結果を御報告いたします。対象事業の内容をもとに、環境影響要因を調査しまして、地域の概況等も踏まえて選定した項目でございます。

表7.1-1に示すとおり、本事業では大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの11項目を選定いたしました。

ここから各項目の調査地点、それから、予測のみの項目について予測を中心に御説明させていただきます。

まず大気汚染ですが、工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから、大気汚染を環境影響評価の項目として選定しております。

なお、工事の完了後においては、大気汚染防止法のばい煙発生施設等、いわゆる規制対象となる設備を設置しない計画であることから、施設の稼働に伴う大気質は予測事項としては選定してございません。

また、先ほど事業計画でお伝えしましたが、計画地に出入りする関連車両台数は、大型車が約22台、小型車が20台程度ということで、現況よりも大型車は若干増、小型車は若干減となりますが、合計台数としては減少するということも踏まえまして、駐車場の利用に伴う大気質、それから、関連車両の走行に伴う大気質については、予測事項として選定してございません。

続いて、悪臭の項目につきまして。悪臭については、施設の稼働に伴う臭気の発生が考えられることから、項目として選定しております。

なお、工事の施行中については、周辺地域に影響を与えるような著しい悪臭を発生させない工事であることから、項目選定してございません。

次の項目として、騒音・振動につきましても、建設機械の稼働、また、工事用車両の走行に伴う影響が考えられることから、騒音・振動を環境影響評価項目に選定しております。

なお、工事の完了後につきましては、本工場が夜間の稼働がないこと、また、屋内設置を基本とし、既存の施設よりも集約して住宅地等々から遠ざけるといった計画を行いました。施設の稼働に伴う騒音・振動については予測事項として選定しておりません。

また、大気と同様に、関連車両台数が少ない、減少するという計画であることから、駐車場利用に伴う騒音・振動、関連車両の走行に伴う騒音・振動についても、予測事項として選定しておりません。

続いて、土壌汚染については、計画地内の下水道法及び水質汚濁防止法に基づく特定施設が存在すること、また、過去に有害物質の使用履歴が確認されていることから、項目として選定しております。

なお、工事の完了後につきましては、有害物質の使用、将来的な使用は計画しておらず、新たな土壌汚染が発生するおそれのないことから、施設の稼働に伴う土壌汚染は予測事項として選定しておりません。

続いて、地盤、水循環を併せて御説明いたします。計画地の東側に浅川が近接して流れておりまして、計画地の地下水もかなり浅いところに位置することが考えられること、そ

れを踏まえまして、工事の施行中における掘削工事に伴う地盤の変形、地下水の水位、流況の変化、地盤沈下、それから、工事の完了後に起こる地下構造物の存在に伴う地下水の水位、流況の変化、地盤沈下等も考えられるため、項目として選定いたします。

なお、本事業では、既存井戸から地下水の揚水を既に行っており、将来的にも行う計画でございますが、現況から揚水量が増加する計画ではないことから、地下水の揚水に伴う地下水位、地盤沈下等は予測事項として選定しておりません。

続いて、日影です。工事の完了後における計画建築物の出現に伴い、周辺地域の日照環境の変化も考えられることから、環境影響評価の項目として選定しております。

なお、計画建築物の最高高さは約15m、地上2階建て程度であり、計画地の北側は工業地域となっており、保育施設、教育施設等、いわゆる配慮すべき施設等が隣接していないということを踏まえて、日影が生じることによる、特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、日影の状況の変化の程度は、予測する事項として選定しておりません。

続いて、景観に関して。こちらの計画建築物の出現に伴う、景観の構成要素、地域景観の特性の変化、眺望の変化が考えられることから、項目として選定しております。

続いて、自然との触れ合い活動の場。計画地周辺地域におきまして公園、サイクリングコース、浅川沿いの歩道とかサイクリングコース等、分布しておりますので、工事の施行中における工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響が考えられることから、項目選定しております。

なお、関連車両につきましては、大気、騒音・振動と同様に、台数が少ないということから、予測事項からは選定しておりません。

続いて、廃棄物につきましては、工事の施行中における解体撤去、建設廃棄物や建設発生土の排出、それから、工事の完了後における施設の稼働に伴う廃棄物の排出による影響が考えられることから、項目として選定しております。

なお、本事業に伴って解体する予定の建築物に関しましては、事前の基本仕様調査によってアスベストの含有建材を含むことが分かっておりますので、解体前にアスベストに係る事前調査を行い、飛散性アスベスト等についても適切に対応、対象とする予定でございます。

最後、温室効果ガスにつきましては、工事の完了後における施設の稼働に伴うエネルギー使用により温室効果ガスの排出も考えられますので、項目として選定しております。

続いて、119ページを御覧ください。

今御説明しなかった、選定しなかった項目について御説明いたします。

選定しなかった項目としては、まず水質汚濁。こちらは工事の施行中、掘削工事に伴って工事中の濁水の発生が考えられますが、沈砂槽等により適切に処理し、東京都の下水道条例に定める基準を満たした上で、公共下水道に放流する計画であります。

また、工事の完了後につきましても、工事用排水、生活排水を適切に下水道条例に基づき公共下水道に放流して処理するという計画であることから、項目として選定しておりません。

続いて、地形・地質。計画地及び周辺地域は平坦な地形であり、住宅、事業所、工場等が立地する環境で、特異な地形・地質、保全すべき地形等はございません。また、本工事では、大規模な造成等による斜面の形成は行わないため、地形・地質についても項目として選定しないとしております。

続いて、生物・生態系。計画地の現状は工場、駐車場等、大部分がアスファルト、コンクリートで覆われた人工改変地となっておりまして、東側に浅川が接しているものの、直接的な改変はないことから、生物・生態系についても項目として選定しておりません。

続いて、電波障害及び風環境についてです。こちらは計画建築物の最高高さが約15m程度であること、周辺に同程度の建築物が多く立地していることも踏まえまして、電波障害の悪化するおそれ、もしくは、風環境、強いビル風等が発生するおそれはないことから、項目選定しておりません。

最後は、史跡・文化財につきましては、計画地内には法令等の指定を受けた史跡・文化財は存在せず、埋蔵文化財も確認されていないことから、項目選定しておりません。

なお、工事の施行中に埋蔵文化財等が発見された場合には、適切に対応するとしてございます。

以上、7章でございます。

それから、8章、環境影響評価の調査等の方法について御説明させていただきます。こちらは基本的に東京都環境影響評価の技術指針に沿って構成してございますが、細かいところは省略させていただきつつ、調査地点、予測を中心に御説明します。

127ページを御覧ください。

大気汚染の調査地点でございます。

計画地の中、緑色の丸が一般環境大気の調査地点1地点。それから、その近くに青い四角、気象の調査地点。それから、計画地の正門付近に赤い丸、沿道大気の調査地点1地点。

それから、計画地から出ていく車両の主要な走行ルート上の主要な地点4地点に沿道大気の簡易法の測定地点と自動車交通量等の調査地点を設定してございます。

めくっていただきまして、129ページ。

悪臭については、調査地点図を作製しておりませんが、計画地の敷地境界、東西南北の4地点で現況の臭気指数を測定するという計画としてございます。

めくっていただきまして、132ページ。

騒音・振動の調査地点でございます。こちらにつきましては、現状、既存工場が稼働しているという状況も踏まえまして、環境騒音・振動の調査地点は、計画地の外側、南側にあるナンバーAの地点を予定してございます。

道路交通騒音・振動及び自動車交通量につきましては、先ほどの大気と同様に、主要な車両の走行経路上の4地点としてございます。

めくっていただきまして、135ページ。

土壌汚染でございます。土壌汚染につきましては、施工計画及び土地利用の履歴等の状況を踏まえた定性的な予測を行うとしてございます。

めくっていただきまして、138ページ。

地盤、水循環の調査地点でございます。計画地は、先ほど述べましたとおり、浅川沿いにありますことも踏まえまして、計画地内の3地点の敷地境界付近でボーリングを行い、地質を確認するとともに、地下水の継続観測を行う計画でございます。

めくっていただきまして、142ページ。

日影につきましては、計画建築物の設計が固まりましたら、時刻別日影図及び等時間日影図を作りまして、計算、作図により予測する方法としてございます。

めくっていただきまして、145ページ。

景観でございます。調査地点としては、建物の可視性、それから、河川沿いの環境、眺望の開けている具合、それから、周辺の住民の方々の利用状況等を踏まえまして、こちらの図に示す5地点としてございます。

続きまして、148ページを御覧ください。

自然との触れ合い活動の場の調査地点でございます。計画地の周辺には、直近、南側に向河原公園、それから、北側少し離れたところに北野公園と2つの公園が近接してございます。また、東側には浅川が流れており、浅川沿いにはいわゆる河川敷の散歩道やサイクリングロードといったものが整備されておりますので、こういった環境と、本事業の関連

車両の走行経路を重ね合わせまして、赤丸で示している3地点を自然との触れ合い活動の調査地点として設定しております。

めくっていただきまして、150ページ。

廃棄物に関しましては、工事の施行中の廃棄物の排出量、再利用、再資源化量等を施工計画の内容から予測することとしております。また、完了後につきましては、既存工場の状況も踏まえまして、事業計画に基づく施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再利用、再資源化量を整理して予測する方法としております。

最後に、温室効果ガス。152ページを御覧ください。

温室効果ガスにつきましても、エネルギー計画、または類似事例、類似施設のエネルギー使用原単位等を用いまして、温室効果ガスの排出原単位、それから、排出量を推測する方法としております。

各調査項目、影響項目については以上でございます。

最後に、154ページが、本事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域でございます。先ほど、景観の影響の範囲、計画地中心から約500mの範囲を設定いたしまして、八王子市と日野市の一部を関係地域と設定しております。

概略ではございますが、調査計画書の説明は以上でございます。

○柳会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御意見等がございますでしょうか。

環境影響評価調査計画書の部会審議につきましては、第一部会で行っていただきますが、調査計画書についての部会審議は、項目選定及び項目別審議に引き続き、総括審議となります。

次の部会審議に事業者は出席されないため、事業者に対して確認しておかなければならない点がありましたら、質疑応答をしていただければと思います。

どなたからでも結構です。

それでは、最初に、廣江委員、どうぞ。

○廣江委員　第二部会で騒音・振動を担当しております廣江と申します。丁寧な御説明をありがとうございます。

基本的には第二部会ですので審査には関わらないのですが、基本的なところを教えてください。

計画されている工場で行う作業というのは、これまでは2つの会社に分かれて行ってい

たわけですが、新しく建つほうは、例えば6ページには現在の建物の作業場の名称から何となくイメージは湧くのですが、新たな工場を2つ建てられるみたいですが、そこで行われる作業の全般的なことが分からないので、車両工場と言われましても、車両を運ばれて作業されているのか、それとも、部品が運ばれてそれを保守点検などして運ばれるのかによって、全く車両の運ぶ車の大きさも違いますし、大型車、小型車と言われている分類の何を指して分類をされているのかもちょっと分かりにくいところがあるのと、あと、細かく言えば、塗装等を行えば、当然、換気の必要もありますし、水で流して処理されることもあるでしょうから、そこら辺の規模感も全く見えない部分がありますので、現在予定されているこれらの工場の役割と、規模感の分かるような説明、もしかすると書かれているかもしれないですが、書かれているのでしたらその記載内容、書かれていないのであれば、今予想される規模感のようなものを教えていただければ幸いです、お願いいたします。

○事業者 京王重機整備と申します。

ただいまの質問の件にお答えさせていただきます。

今の業務の内容ですが、調査計画書で見ますと10ページ、11ページのところに書かれております。

新しい工場の模式図は8ページに書いてあります。なので、そこを両方見ながらという話になるのですが、8ページを御覧になっていただくと、第1工場と第2工場とあります。第1工場が、整備業務といいまして、鉄道を丸ごと持ってくるのではなく、部品、パーツを持ってきます。

持ってくるパーツが、まず台車です。もう1つが輪軸。輪軸とは何かといいますと、鉄道の車輪に軸がくっついた状態、それを輪軸といいます。そういったものの整備をします。あと3つ目が冷房機です。鉄道車両の上のほうについている冷房機です。その3つを主に整備します。

規模感という話ですが、これから弊社の、首都圏もそうなのですが、全国の鉄道事業者からこういった整備業務を受注しておりますので、最終的には工場が大きくなることによって、目標値としては2倍近いものを目指したいと思っております。

もう1つ、8ページの図にある右側の第2工場ですが、これはまた全く毛色が違っていて、内容的には11ページに書いてあるのですが、これは鉄道車両を丸ごと持ってきます。1つがリニューアル工事といいまして、ちょっと古くなった車両をきれいに、建物でいえば内装をやり直すみたいな、そういった工事をしております。

もう1つが、再生工事といいまして、もう寿命を迎えるような車両を持ってきて、例えば鉄道は何両編成かで走るのですが、中間車といって運転台も何もついていないようなものを、地方鉄道ですと2両編成で走ったり、1両で走ったりしますので、そこで両側に運転台をつけたり、かなりそういった改造を施して、地方鉄道等で走らせるような形になります。

こちらに関しては、今までの2倍とか、そこまで行くかどうか分からないですが、まず、その1両やるだけでも、ものすごく期間がかかるのですね。何か月ということ。なので、今でも年間でも本当に3両とか4両とか、最大でも、その程度しかできない状況です。

運搬といいまして、本当に夜間、ちょっと昼間運べるようなものではないので、夜間に、本当に大きなトレーラーに載せて、電車を丸ごと運ぶというような運び方をいたします。

以上、第1工場、第2工場、その2つの種類のお仕事をするような形になります。

○廣江委員 ありがとうございます。

それで、今、規模感は分かったのですが、最後にもう1点だけ教えていただきたいのですが、先ほど施設が稼働した後は、音、振動に関するリスクはない感じのことをおっしゃられましたが、これは、外部に今のところ取り付ける、例えば音源になりそうな空気の出入口であるとか、あとは温冷に関する装置であるとか、そこら辺がつかないで、全て中に設置される。夜間は動かないという設定を考えておられるということは間違いないですか。

○事業者 はい。そちらで間違いありません。

補足いたしますと、現在、特に、近隣から苦情とかが来ているようなことはない状況です。

今そういった作業をしているのが、7ページを御覧になっていただくと、今の工場の図が書いてあります。7ページの灰色の部分の右のほうに車輪工場とあるのですが、ここにプレス機という機械があります。それから、その右下、新車輪工場というのがあります。

ここに車輪旋盤といいまして、車輪と線路が接する部分を定期的に削らないといけないのです。滑らかに電車が走るように。そういった車輪旋盤という大きな機械があります。これが一番住宅に今近い側にあるのですが、現在特にそういう、住民から苦情等はいなくて。

今これは本当に、建物が築40年とか20年とかすごく古いのですが、まず、最新鋭の建物

になる、外壁も防音などがしっかりするというのが1点と。

あと、このプレス機や車輪旋盤の置く位置も、もっと真ん中のほうに、中心地に来ます。さらに、できるだけ浅川、川に近いほうに配置いたします。建屋の中に納めますので、近隣に対する音や振動の影響はないのではないかと考えております。

以上になります。

○廣江委員 ありがとうございます。以上です。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 今の廣江委員の質問と関連するのですが、もう一度確認させていただきたいのですが、1ページを拝見すると、新しい建物は建築面積約1万㎡の建物が建つということで、それで、6ページを拝見すると、東京特殊車体株式会社の部分を除くと、京王重機整備株式会社の部分が現在5000㎡ぐらいなので、倍になる。そういう理解でいいですかというのが1点と。

あともう1点、先ほど廣江委員が聞かれた、塗装作業等は、もともと東京特殊車体株式会社のほうでやられていたという理解でいいですか。ですから、新しいところでは塗装作業等があるのかどうかというところをもう一度確認したくて。

「容量が倍になる」とおっしゃったのは、今おっしゃった業務を行う部分が、現行と比べると倍になる、そういうイメージでよろしいですか。

○事業者 「倍になる」というお話ですが、今お話がございましたとおりの内容なのですが、今大体敷地を、当社と東京特殊車体と半々で使っているような形なのです。

その半分の東京特殊車体に移転して、全体的に弊社の工場になりますので、大体ほぼ面積的にも倍ぐらいになりまして、今までよりも多くの台車や輪軸や冷房機などを処理できるようになりますので、「倍になる」というのはそういう意味になります。

それから、塗装に関してです。塗装は今、7ページでいいますとオレンジ色の東京特殊車体というところの工場で、上のほうを見ますと、第1塗装作業所、第2塗装作業所とあります。これは本当に、東京特殊車体といいますのは、自動車なのですね。自動車の特殊車両を作っているのですが、塗装作業所というブースにトラックとかを丸ごと入れまして、本格的な塗装でやっています。

一方、弊社は、塗装はゼロではないです。どういった塗装かというと、主に台車を分解整備とかして、最終的にはきれいに塗ってお客様にお返しするのですが、どちらかという

と手塗りとか、たまに吹きつけとかもやることはありますが、それもちんとした塗装ブースの中で処理をいたします。東京特殊車体に比べると、塗装の業務量的には多くはないです。

○渡邊委員 分かりました。

あともう1点ですが、非常に大きな工場が建つということで、東京都の条例もありますので、太陽光も載せていただけるということなのですが、申し訳ないです、私は温暖化を担当してまして、太陽光を載せていただけるということなのですが、熱利用についてもお考えになられていますか。

○事業者 熱の利用は、特に考えてはいないです。

○渡邊委員 そうですか。熱がもし出るのであれば、その利用、温水等にして例えば暖房等で使うとか、せっかく建物を全部変えられるということですので、発電だけではなくて、熱の部分でも、もし工夫できるところがあるのだったらお考えいただけるといいかなと思いました。

以上です。

○事業者 すみません、熱の利用ですが、そういった意味では、台車整備とか、そのときの洗浄用に、ボイラーで温水を作っております。それは一応、都市ガスを利用した形で使っております、新しい工場においても同様な形で使わせていただきます。

○渡邊委員 都市ガス利用を考えていらっしゃるということですか。

○事業者 はい、そのとおりです。

○渡邊委員 もしガス利用せずに、廃熱等を使えるところがあるのだったら工夫していただきたいというのは、要望ですが、お伝えしておきます。

以上です。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、水本委員、どうぞ。

○水本委員 史跡・文化財を担当しています水本と申します。先ほどは御説明ありがとうございました。

私の史跡・文化財は、119ページのほうでは選定しなかったとなっているのですが、その理由として、埋蔵文化財包蔵地が確認されていないといったことを119ページでは挙げておられまして、その上で、理由の根拠となるのが、おそらく105ページの図だと思いますが、東京都のホームページを確認されていると思いますが、まず幾つか質問なのですが、

1 点目として、まず、八王子市の教育委員会との協議というか、相談というのはなされていないという状態ですよ。

○事業者 はい。環境管理センターです。

御指摘のとおり、既存資料としては105ページで調べておりまして、まだ八王子の教育委員会との協議までは進んでおりません。

○水本委員 こちらですが、東京都のホームページの地図は、八王子市から情報を上げた上で東京都が更新している地図なので、最新データは八王子市でお持ちですので、東京都は後から更新しているということなので、できれば早めに地元の教育委員会に行っていただきたいというのが1点で。その上でもないということなので、現時点の情報がもしかすると古い可能性があるということを指摘しておきます。

その上で、ない理由ですが、6ページだと思いますが、既存建物の階が書いてあるのですが、これは全部地上となっているので、地下はもともとないという理解でよろしかったでしょうか。

○事業者 はい。資料では地上2階と書いております。地下階はいずれもございません。

○水本委員 そうしますと、ない理由が、そもそも確認を今までしたことないということが大きな理由だと思いますが、そうすると、今回の工事では、9ページ目に、基礎が全体的にG L - 2 mということでしょうか。工場全体が第1も第2もG L - 2 mとなっているのですが、地下を2 m掘られるということで理解していいですか。

○事業者 環境管理センターです。

地下はいずれも最大2 m程度掘削という計画になってございます。

○水本委員 基本的に全体を2 m下げて、その上で、最大値としては、杭のところで20 m下げることなので、杭も結構大きいものを打たれるのかなと思いますが、そのあたりも含めて、やはりできれば、地元の教育委員会に御相談の上で、先ほどの119ページの結論を出していただきたいと思います。

それともう1点は、やはり結構規模の大きなところで、新たに掘削する面積も広いですから、できれば試掘調査なども御相談の際に相談していただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。史跡の存否というのを御相談になっていただきたいのですが。

○事業者 ありがとうございます。そういう今お話を聞きまして、それは検討させていただきたいと思います。

○水本委員 不時発見というのですが、工事中に遺跡が発見されますと、工期に非常に影響

しますので、遺跡調査と工事ともに非常にマイナスなところもありますので、そのあたりも含めて、早めに八王子市に御相談ください。

その上で、105ページの図にありますように、日野市側では非常に規模の大きい遺跡が見つかっていますから、浅川対岸のこちら側には言い切れない部分があるかなというところをコメントで付言しておきます。

以上です。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

それでは、宗方委員。

○宗方委員 私は日影とか景観を担当していて、それと関係ないところの質問というか、コメントなのですが。

何か見覚えある土地だなと思ったら、ちょうどこの北側に、図面でいうと一般都道長沼北野線というところが走っていて、川に当たって止まっていますが、そこにたしか日野バイパスの延伸工事で橋を渡すという計画を前に審議した記憶があります。

そうすると、ここに橋ができると、ここの交通量が変わるのではないかと思います、今回の計画においてその辺の配慮は必要なのかどうかという点で、何か検討されているのでしたら教えてください。

○事業者 ありがとうございます。

御指摘のとおり、直近に一般国道20号日野バイパスでしたか、こちらの図面にもございますが、計画地の北側にありまして、東西に走っている道が、将来的には川を越えて延伸する計画があるということ、それから、そちらのアセスが東京都で行われているということとは把握してございます。

本事業への影響につきましては、こちらの道路事業がいつ進むかにもよりますが、今のところ直接的な影響はないものと見ておりますが、そちらの開通によって、もし地域の交通量が変わるようなことがあれば、例えば工事用車両の予測等々に予測条件として加味していきたいと考えております。

○宗方委員 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、保高委員、どうぞ。

○保高委員 御説明ありがとうございました。第二部会で土壌汚染と地下水もしくは水環境を担当している保高といいます。

今回、御説明の中で、有害物質の使用履歴があるということで、どんな物質を使用され

ていたかというのが1点。

あと、今回2社が入っているということで、もう1つの、御社の土地の使用履歴は分か
っておられると思いますが、もう1社のほうの土壌調査とか、もしくはそういったものの
責任というのは、御社が責任を持ってされるのか、もしくは、もう1社が解体とかを含め
てやられるのかということで、管理責任とかアセス上の取扱いが変わってくるかなと思
まして、土壌調査の実施者と、どんな有害物質を使っているかという情報をいただければ
と思います。

もう1点だけ。地下水、井戸水を今お使いだということで、雑用水ということだと思
いますが、もし水質分析等をされたことがあれば、有害物質の検出履歴とかがあれば教えて
いただければと思います。

以上でございます。

○事業者 土壌汚染の件ですが、実施者は隣の東京特殊車体も含めて弊社のほうでやるつも
りです。

過去の有害物質、弊社で出たものは、ジクロロメタンですね。塗装剥離剤です。車輪は
初め、新品の状態ですと塗装されているのですが、その塗装を剥離するのにジクロロメ
タンを使っていました。今は使っていません。

あともう1つは洗剤で、かつてふっ素を使った洗剤を使っていたときがありました、冷
房を洗浄するときの洗剤です。ただ、それも今は使っておりません。

過去の履歴としてはその2つです。

○事業者 京王重機整備と申します。

地下水に関しては検査のほうをしまして、特段有害な物質が出ているというのはご
ざいません。

以上です。

○保高委員 ありがとうございます。

○柳会長 渡部委員、チャットで質問が出ておりますが。もしおられないようでしたら、事
務局のほうで読み上げていただけますでしょうか。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、事務局より、渡部委員からのメッセージを読み上
げます。

水質汚濁の項目が選定されておりますが、給排水計画において、雨水の地下浸透を計
画されております。降雨開始時の路面排水は、汚染が懸念されることから、必要に応じて

適切な処理を行ってから、分流式下水道や地下浸透を実施されることを望みます。

とのことです。

○事業者 承知いたしました。

○柳会長 それでは、宮越委員、お願いいたします。

○宮越委員 第二部会で地盤とか水循環を担当している宮越と申します。

1点教えていただきたいのですが、このアセスとは別だと思いますが、今回移転される東京特殊車体株式会社は、移転されてどこかに工場を造られると思いますが、この近隣ではないという理解でいいわけですね。

○事業者 はい。この近隣ではなく、相模原市に移転いたします。

○宮越委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 第一部会で騒音・振動を担当しております高橋と申します。よろしく申し上げます。

騒音・振動の関係ではないですが、1点だけお尋ねさせてください。

35ページの表6.1.4-2に、計画地及びその周辺地域の主な公共施設の一覧表が載っていて、教育施設、福祉施設、あるいは公園、緑地というものが掲載されているのですが、この中で、例えばこの近隣に病院のような医療施設というものがあるのかどうか教えてください。

○事業者 環境管理センターでございます。

35ページの表と36ページの図、いわゆる1万分の1の範囲では、いわゆる病院、有床タイプの病院等々は存在しないと確認しております。

○高橋委員 分かりました。特に現場を実地に見て回ったということではないということでしょうか。

○事業者 計画地周辺は何度も歩いてはおりますが、確かに1万分の1の全部を歩いたわけではございません。

あと、大型病院、いわゆる一般的な有床の病院を中心に調べておりますので、細かいクリニックとか歯医者さんとか、そういったものは入ってくるかもしれません。

○高橋委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、続いて、奥委員、お願いいたします。

○奥委員 第一部会長をさせていただいております奥と申します。

先ほど地下水の話が出ましたが、特段有害物質等は検出されていないということでしたが、P F O S、P F O Aは調査されていますか。

○事業者 P F O S、P F O Aにつきましては、既存工場では特段調査をしておりますが、本事業に伴いまして、消火剤等々についての設備については確認をしまして、いわゆるP F O S、P F O A含有の消火器等はないという確認は取れてございます。

将来的にもそういったところに気をつけて配備するという計画でございます。

○奥委員 消火剤は確認されたということはいいことだと思いますが、過去にふっ素を含有している洗浄剤を使われていたということを、先ほどおっしゃっていましたので、昨今非常にP F A Sによる地下水汚染が懸念される場所ですので、一度しっかりと調査をされてみたほうがよろしいかなと思います。御対応、御検討いただければと思います。

○事業者 かしこまりました。御意見を承りまして、検討させていただきます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○保高委員 今の奥委員の御発言に関してですが、一般的に多分ふっ素の洗浄剤を使っているとしたら、P F A Sが入っているようなものではないと思うので、それを確認いただいて、原材料として入っていないということを御確認いただくのが一番いいかなと。現地調査へ行く前にですね。というのが1点です。

あと、周辺の浅川では、少しだけP F A Sが出ているというのが八王子市の結果で出ていますので、そういった地下水の分析ができるようなことがあったら、一応安心のために分析することもありかなとは思いますが。

以上です。

○奥委員 分かりました。

○事業者 ありがとうございます。

現状、工場の中では、特にそういった物質を含んでいるものは使っていないということは確認させていただいております。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

(無し)

○柳会長 それでは、ほかに御発言がないようですので、質疑応答につきましては以上で終わりたいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○藤間アセスメント担当課長 先ほど環境影響評価調査計画書の概要説明がありました「(仮称)京王重機整備北野工場建替計画」につきましては、答申案の作成に当たり、第一部会の委員の皆様に関係する意見照会をお送りさせていただいております。

4月24日まで評価項目の選定などについて御意見をお伺いしておりますので、第一部会の委員の皆様におかれましては何とぞ御意見をお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、受理報告を続けます。

資料の4ページを御覧ください。

3月分受理報告に係る助言事項に対して、事業者から回答がありましたので、要約して御報告いたします。

廃棄物でございます。「工事途中の報告にもかかわらず、既に予測量を上回る廃棄物量が報告されている。地下の見えない部分に関するものが多いが、アセスを行う場合には少し大きめの見込み量になるように予測すべきである。廃棄物の輸送車両台数見込み量等に影響しないか確認すること」との助言に対し、事業者からは、「御指摘の趣旨を踏まえ、今後の事業の参考とさせていただきます。なお、『廃棄物の輸送車両台数見込み量等に影響しないか』につきましては、工事を平準化したことから、1日当たりの搬出車両台数が大きく増加することはありませんでした。また、搬出台数総合計値は計画搬出台数内で収まっており、廃棄物の輸送車両台数見込み量等に影響しておりません」との回答がありました。

報告は以上です。

○柳会長 それでは、続いて、4月の受理報告にございます「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」事後調査報告書(その3)についてです。

本日は事業者にご出席いただき、事後調査報告書の説明をしていただくことになっておりますので、それでは、事業者の方を入室させてください。

(事業者入室)

○柳会長 それでは、本日の進め方について、事務局から御説明いただきたいと思います。

○藤間アセスメント担当課長 本事業につきましては、評価書案に対する答申において、審議会が「事業者の保全措置に継続的に関与していくこと」が盛り込まれており、丁寧な説

明が必要であることから、本日は事業者に出席していただき、事後調査報告書の内容について御説明いただきます。

続いて、本日の進め方ですが、まずは事後調査報告書の内容を事業者から説明していただきます。その後、委員との質疑応答とさせていただきます。

○柳会長 それでは、事業者の方から、事業調査報告書（その３）の説明をお願いいたします。

○事業者 三井不動産です。本日は御報告の機会をいただき誠にありがとうございます。

本日の御説明内容は、３月26日に御提出させていただきました事後調査報告書（その３）に関するものでございます。

主な内容としては、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、廃棄物等の調査結果について、また、既存樹木の状況と、昨年実施したイチヨウ並木の活力度調査の結果、また、今年２月に実施した港区道等のイチヨウの移植検討のための調査概要についてとなります。

本日は三井不動産、コンサルタントの日建設計、樹木関連の業務していただきますイビデングリーンテックにて御説明いただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○事業者 それでは、事後調査報告書（工事の施行中その３）の概要について御説明いたします。

今回報告する調査項目といたしましては、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、生物・生態系、自然との触れ合い活動の場、廃棄物となります。

初めに、21ページを御覧ください。

大気汚染についてです。

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について報告いたします。

調査時点は工事着工の11か月目、令和５年12月に実施いたしました。

24ページを御覧ください。

調査地点は、図上黒丸の地点で、アセス対象計画地と特例都道四谷角筈線の歩道との境界上になります。

次に、25ページを御覧ください。

表1-1、建設機械の稼働に伴う大気質の調査結果です。

二酸化窒素の７日間の期間平均値は0.025ppmです。日平均値は0.016から0.037ppm、1時間値の最高値は0.026から0.070ppmとなりました。

浮遊粒子状物質の7日間の期間平均値は $0.012\text{mg}/\text{m}^3$ です。日平均値は 0.004 から $0.021\text{mg}/\text{m}^3$ 、1時間値の最高値は 0.010 から $0.049\text{mg}/\text{m}^3$ となりました。

次に、29ページを御覧ください。

図1-3でございます。

こちらは建設機械の稼働状況、位置を示しております。

今回の対象工事については、予測では55台としていましたが、工事計画の精査を進める中で、全体として建設機械の稼働台数の平準化を認めました。その結果として、建設機械の台数を大幅に減らしました。

第2球場の解体工事期間中は同水準で推移する計画であり、大幅な台数の増加は見込まれておりませんが、今後予定されている調査においては、稼働中の台数だけではなく、建設機械の機種なども考慮した上で調査時期を検討してまいりたいと考えております。

また、今後も建設機械の稼働に伴う環境影響の低減に努めてまいります。

30ページを御覧ください。

表1-4でございます。

大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況でございます。

建設機械の稼働に当たっては、工事期間を通して、排出ガス対策型建設機械の採用等に努めております。

また、工事用車両の総量を調整することにより、それらに連動する建設機械についても集中稼働しないよう調整等をしております。

次に、31ページを御覧ください。

表1-5、大気汚染に係る環境保全のための措置の状況の続きでございます。

工事用車両につきましては、使用する燃料だとか、揮発油などの品質の確保等に関する法律に適合したものを使用するよう指導等を行っております。

次に、32から34ページでございますが、これらは環境保全のための措置の実施状況の写真を掲載しております。

次に、36ページを御覧ください。

予測結果と事後調査の結果との比較について。表1-6(1)、(2)です。

二酸化窒素の測定結果は期間平均値で 0.025ppm であり、予測結果である年平均の 0.0255ppm と同程度でした。日平均値の期間最高値では 0.037ppm であり、予測結果にある年間98%値の 0.047ppm を下回っています。

浮遊粒子状物質の測定結果については、期間平均値は $0.012\text{mg}/\text{m}^3$ であり、予測結果である年平均の $0.0199\text{mg}/\text{m}^3$ を下回りました。日平均値の期間最高値で $0.021\text{mg}/\text{m}^3$ であり、予測結果である年間2%除外値の $0.046\text{mg}/\text{m}^3$ を下回りました。

また、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準と参考までに比較いたしますと、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準値を下回りました。

続きまして、37ページを御覧ください。

騒音・振動についてです。

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び振動の調査結果について報告します。

調査地点は工事着工の11か月目、令和5年12月に実施いたしました。

40ページを御覧ください。

調査地点は図上黒丸の地点で、アセス対象計画地に隣接する特例都道四谷角筈線の歩道上になります。

44ページを御覧ください。

こちらは建設機械の稼働状況、位置を示しています。

大気汚染のほうで御説明した内容と同様に、建設機械の稼働の台数の平準化などに努め、建設機械の台数を大幅に減らしました。

第2球場の解体工事中は、同水準で推移する計画であり、大幅な台数の増加は見込まれていませんが、今後の調査においては、稼働中の台数だけでなく、建設機械の機種も考慮した上で、調査時期を検討してまいりたいと考えます。

また、今後も、建設機械の稼働に伴う騒音・振動の環境影響の低減に努めてまいります。

45ページを御覧ください。

表2-4は、建設機械の騒音・振動に係る環境保全のための措置実施状況。

表2-5は、工事用車両の騒音・振動に係る環境保全のための措置の実施状況です。

建設機械の稼働に当たっては、仮囲いを設置することで騒音の影響の低減に努め、工事期間を通して低騒音型建設機械などの採用や、集中稼働しないよう調整などに努めております。

46ページを御覧ください。

環境保全のための措置の実施状況の写真です。

48ページを御覧ください。

建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果と事後調査結果との比較は、表2-6に示すとおり

です。

建設作業騒音レベルの事後調査結果は最大で64dBであり、予測結果の77dBを下回りました。また、環境確保条例の勧告基準を下回りました。

環境保全措置につきましては、低騒音型の建設機械の採用など、今後も継続実施し、騒音・振動の影響低減に努めてまいります。

建設機械の稼働に伴う振動の予測結果と事後調査結果との比較は、表2-7に示すとおりです。

建設作業振動レベルの事後調査結果は最大で54dBであり、予測結果の53dBと同程度でした。また、事後調査結果の環境条例の勧告基準を下回りました。

続きまして、49ページを御覧ください。

土壌汚染についてです。

汚染土壌の掘削、移動等に伴う土壌への影響の内容及び程度について報告いたします。

調査時点は令和5年2月から令和6年11月末までの期間といたしました。

51ページを御覧ください。

汚染土壌の掘削、移動などに伴う土壌への影響の内容及び程度については、建国記念文庫及び第2球場において一部で鉛による土壌汚染が見つかりました。

基準値の超過の状況は表3-1に示すとおりです。

本調査結果のもとに、土壌汚染対策法第14条の法に基づく指定の申請を行い、令和4年2月16日に、形質変更時要届出区域に指定されました。このうち一部の区域につきましては土壌汚染対策工事の実施が完了しており、その区域については令和6年4月19日に、形質変更時要届出区域の指定が解除されました。

54ページを御覧ください。

予測結果と事後調査結果との比較検討です。

先ほど申し上げましたとおり、一部の区画につきましては形質変更時要届出区域の指定が解除されました。その他の区画につきましては、今後も工事の施行中の事後調査報告書において適宜報告していく予定でございます。

続きまして、55ページを御覧ください。

生物・生態系でございます。

植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度について報告いたします。

調査時点について、既存樹木の状況は令和6年6月上旬から令和7年2月下旬の期間に

しました。

建国記念文庫の樹木の保全状況につきましては、令和6年5月上旬から令和6年11月下旬の期間といたしました。

イチョウ並木の保全状況、4列イチョウ並木でございますが、これにつきましては、令和6年5月上旬から令和6年11月下旬の期間とし、そのうちイチョウの活力度の状況につきましては、令和6年5月、7月、10月としました。

57ページを御覧ください。

調査地点について、御覧の図の中で、既存樹木の状況は黒線、建国記念文庫の樹木の保全状況は赤線、イチョウ並木の保全状況4列は青線で示した範囲になります。

60ページを御覧ください。

事後調査の結果についてでございます。

既存樹木の本数につきましては、表4-1に示すとおりです。

令和6年9月以降、枯損など5本増加したことに伴い、存置が615本、移植が193本、移植検討が19本、伐採が507本となりました。

なお、評価書時点以降、枯損などが47本となり、これらを合計すると1381本ということになります。

続きまして、62ページを御覧ください。

保全管理の状況などについてです。

樹勢が弱っている樹木に対しましては、施肥を実施するとともに、病虫害防除策を実施しております。

続きまして、63ページを御覧ください。

秩父宮ラグビー場東側、港区道のイチョウ移植検討のための調査概要についてです。

図の黄色で示したイチョウについては、評価書の中で、移植を検討する樹木として位置づけており、新球場の工事着手前までに、新球場北側エリアに移植することを想定しています。

ほかの移植予定樹木と異なり、歩道上に植栽されており、植栽樹が小さいために、根系域が限定されていることから、移植に向けて適正な根鉢を確保するために、樹木医などの専門家の立会いのもと、調査を継続的に実施する予定です。

64ページを御覧ください。

移植を検討するに当たり、まずは図4-5の赤丸で示すイチョウ2本に対し、樹木医など

専門家の立会いのもと、根や土壌の現況を確認した上で、樹木周囲の一部の根回しと、樹勢助長措置を試験的に実施しています。

その後数年にわたり、維持管理と継続調査により、根回しや樹勢助長措置の効果を検証した上で、残り17本を含む19本に対して、最適な樹勢助長措置を実施し、さらに全19本を対象に、維持管理と継続調査を行い、その結果を受けて、移植を検討します。

次に、66ページを御覧ください。

調査の結果です。

令和7年2月に調査を実施いたしました。根系の状況は写真4-3から4-4に示すとおりです。

歩道側、車道側ともに、舗装面のカーブの地山には良好な根系が発達しており、イチョウの生育は良好でした。

次ページ67ページを御覧ください。

調査と併せて一部について、根回しと樹勢助長措置も実施いたしました。

根回しに伴う環状剥皮の状況は写真4-5、調査樹木保全の状況につきましては写真4-6に示すとおりです。

樹勢助長措置は主に歩道側の舗装、碎石を撤去し、良質土への入替えを行いました。

引き続き効果検証のための維持管理及び継続調査を実施していきます。

次に、69ページを御覧ください。

4列イチョウ並木の活力度調査の結果です。表4-6に示すとおりです。

春5月、夏7月、秋10月の3回調査を実施いたしました。

4列イチョウ並木の活力度は、令和6年10月時点で、活力度Aが75本、Bが49本、Cが4本、Dが0本でした。

活力度の低下したイチョウに対しては、イチョウ周囲の灌水、液体肥料の施肥などを実施するとともに、4列イチョウ並木西側1列のうち、秩父宮ラグビー場東側の区道より北側の部分につきましては、稲わらマルチングによる乾燥防止、自動灌水装置の設置などの樹勢回復措置を継続実施中です。

なお、今月は、昨年4月から6月に実施した水圧穿孔による土壌改良措置、稲わらの据置、灌水設備のメンテナンスを実施いたしました。

83ページを御覧ください。

予測結果と事後調査結果の比較検討です。

既存樹木の本数につきましては、表4-8に示すとおりです。

変更届、令和6年9月の時点においては、存置は616本、移植が193本、移植検討が19本、伐採が511本でしたが、令和6年9月以降、枯損などが5本増加したことに伴い、存置が1本、伐採が4本減少しております。

また、ラグビー場敷地内につきましては、対象樹木の移植、伐採作業に着手しております。

次に、88ページの表4-10(1)でございます。

4列イチョウ並木の活力度は、令和6年5月の時点では、活力度Aが74、Bが53、Cが1、Dが0本でした。

令和5年5月の時点と令和6年5月の時点と比較すると、活力度Aが1本から74本に増加するとともに、活力度Cが2本から1本に減少しており、活力度の改善が見られます。

表4-10(2)を御覧ください。

令和6年7月の時点では、活力度Aが74本、Bが50本、Cが4本、Dが0本でした。

同じページの表4-10(3)を御覧ください。

令和6年10月の時点では、活力度Aが75本、Bが49本、Cが4本、Dが0本でした。

7月及び10月時点においても、同様に活力度の改善が見られます。

これについては、ヘデラの除去や、稲わらマルチング、灌水など、樹勢回復措置の実施の効果も考えられます。

活力度が低下したイチョウに関しましては、イチョウ周囲の灌水、液体肥料の施肥などを実施するとともに、4列イチョウ並木西側1列のうち、秩父宮ラグビー場東側港区道より北側部分について、樹勢回復措置を継続実施してございます。

続きまして、89ページを御覧ください。

自然との触れ合い活動の場になります。

自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度についてでございます。

調査時点は令和6年5月から令和6年11月末までの期間といたしました。

91ページを御覧ください。

自然との触れ合い活動の場までの移動経路に与える影響の程度について、建国記念文庫及び第2球場の一部などにおいて、対象樹木の移植、伐採作業に着手するとともに、第2球場の解体工事を実施しております。

これらに伴い、建国記念文庫を囲む歩道の閉鎖を行っていますが、交通整理員を配置す

るとともに、迂回路への誘導を行い、歩行者の通行に支障がないよう配慮しています。それ以外についての自然との触れ合い活動の場までの利用経路は確保されております。

次に、97ページを御覧ください。

最後に、廃棄物になります。

解体工事に伴う撤去建築物、建設工事に伴う建設廃棄物及び伐採樹木などの排出量などについて報告します。

調査時点は令和6年5月から令和6年11月末までの期間としました。

104ページを御覧ください。

予測結果と事後調査結果との比較検討でございます。

廃棄物排出量の予測結果と事後調査結果との比較につきましては、表6-2に示すとおりです。

令和6年11月末時点では、第2球場の解体工事の途中段階であり、全ての解体工事が終了した時点で予測結果との比較を行いますが、参考までに令和6年11月末時点の比較をしますと、建設廃棄物の総排出量は予測結果のコンクリート塊15万560^m₃、それ以外が3万8,230 t に対して、事後調査結果がコンクリート塊9,140^m₃、それ以外の126 t になり、事後調査結果が下回っております。

以上これで事後調査報告書（工事の施行中その3）の概要説明を終わります。ありがとうございました。

○柳会長 御説明ありがとうございました。

それでは、事業者から説明がありました事後調査報告書について、事業者の方との質疑応答を行うことといたします。

委員の方から御質問、御意見、よろしく願いいたします。

それでは、宮越委員、どうぞ。

○宮越委員 第二部会で水循環、地質、地盤を担当している宮越です。

教えていただきたいのですが、74ページ以降、環境保全措置と実施状況について御報告をいただいております。この中で幾つか、環境保全のための措置と実施状況が全く同じ文章で書いてあるところがあるのですが、これについてはどのように考えたらいいですか。

例えば、具体的には、今79ページを私は見ているのですが、79ページの下から2つ目、下から3つ目、あと下から5個目については、環境保全のための措置と実施状況が全く同じことが書いてあります。

○事業者 それでは、私、日建設計から回答させていただきます。

ここに書かれてある環境保全措置は、工事の期間中、そして、建物供用後にわたって行われる環境保全措置を書いています。

現段階ではまだ計画の途中、そして工事の途中でございますので、全ての環境保全措置に対して実施したわけではまだありません。ですので、まだ検討中とか実施の途中の段階のものはそのままの内容を記載させていただいているという状況でございます。

ですので、今後、事後調査報告書、何回も続きますが、その中で、環境保全措置を実際に実施した内容については、そこは変更して書かせていただくということになります。

○宮越委員 分かりました。

では、例えば下から3つ目については、基礎杭等を検討するとなっておりますが、これは検討を全くまだしていないということでしょうか。

○事業者 これにつきましては、前回の変更届、併せて、事後調査報告書のほうでセットバックの方針を示させていただいて、検討を進めてまいりましたが、これにつきましては、ある程度内容が固まった時点で御報告させていただきたいということでございます。

先々、おそらくこれはイチョウ並木の野球場の部分の話だと思いますが、これにつきましては先々、施工者等々も決まってくる段階でございます。あるいは、設計もある程度精査が進んだ段階でありますので、これにつきましては、検討結果の内容が決まりましたら、それは変更届のほうできちんと示させて、審議会のほうに提示していきたいと思っておりますし、それに近いタイミングでの事後調査報告書のほうにも、環境保全のための実施状況というのは載ってくるということになると思います。

○宮越委員 ありがとうございます。

計画に沿ってやっているということは理解できるのですが、決して、私は別に書き方の揚げ足を取っているわけではないと思うのですが、実施状況の中で、まだやる段階の前のものについては、その旨を書いておいていただいたほうが良いと思います。

全く同じでは、一体何をやっているのか、ただ文字で埋めているだけなのではないかと思われまして、正確に書いていただいたほうが。特に環境保全のための措置というのはとても大事なことです。その実施状況についてはきちんと、やる前の段階。

今のお話を聞いていると何か検討しているような印象も受けたので、検討しているなら「検討している」とか、そういったことでも構わないと思うので、正確に書いていただくのと。

あと、全く同じことを書くのはあまり意味がないような気がしますので、実施状況とも報告ともいえないと思いますので、そこはきちんと配慮いただければと思います。

○事業者 すみません、事業者からも補足します。

大変誤解を招く表現で申し訳なかったのですが、一応同じ言葉で書いてはいるのですが、まさに今、措置として、言っていただいた内容をそのとおりに検討をまさにしているというところを表現したらこういう書き方になってしまったので、ここはおっしゃるとおりだと思いますので、次回以降は書きぶりを含めて検討したいと思います。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

廣江委員、どうぞ。

○廣江委員 丁寧な御説明をありがとうございます。第二部会で騒音・振動を担当しております廣江と申します。

騒音・振動関係の報告の中で1つ確認させていただきたいのですが、43ページに機械の稼働状況の予測のときの台数と、事後調査のときの台数が載っているのですが、いろいろ御検討された結果、小さいバックホウを大きなものの数台で置き換えたりというところは理解できるのですが、油圧破碎機とクローラークレーンが全く使われていないのですか、これは必要ない機械だったという理解でよろしいですか。

○事業者 回答いたします。

今回、調査した時期につきましては、確かに油圧破碎機、クローラークレーンは動いていないのですが、今回、全体を大幅に平準化、台数削減を進める中で、台数をかなり減らしたというのがあるのですが、一方、油圧破碎機械などにつきましては、別の期間に動いている時期は確かにございます。

ただ、今回の調査につきましては台数を優先させて、この時期だということで、台数優先で調査を行ったということでございますので、今、先生のご指摘いただいたことも受けまして、今後の調査においては、建設機械の機種にも着目した上で、調査時期を調整していきたいと思います。

今後の調査時期につきましては、その辺を含めて事後調査計画書のほうで示されていますが、工事工程等が今後変わるようなことがありましたら、その中でもいろいろ調査時期の再検討等をしていきたいと思っております。

○廣江委員 ありがとうございます。

私が言わんとすることを御理解いただいているようですので、細かくは申し上げませんが、パワーレベルで合算したときに、小さいものの台数で、台数だけ多いというのは、見かけ上、要するに、大きな時期を外して事後調査を行ったと指摘される可能性が非常に高いですので、この中でパワーレベルでいうと油圧破碎機はそれほど小さいものではございませんので、その点を注意していただきたい。

特にその意味からいうと、騒音レベルが非常に事後調査の結果下がったというのはそのとおりだと思うので、振動レベルのほうはそれほど変わらない結果になっていますが、騒音レベルのほうに大きく効いているということも確かですので、これは、ちゃんと平準化されて、このレベルが最大時期であったということをきちんと示していただければと思います。

あと、表2-7の真ん中の段の一番上、建設作業騒音レベル(L_{10})になっていますので、誤植を指摘させていただきます。

○事業者 失礼いたしました。誤植のほうは直ちに修正いたしますので。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、最初に、保高委員からどうぞ。

○保高委員 御説明ありがとうございます。第二部会で土壤汚染を担当している保高と申します。

土壤汚染に関して調査をしっかりといただいてありがとうございます。対策も終わっているということなのですが、今回、鉛の土壤含有基準を超えたということで、土壤含有基準は土壤汚染によって直接摂取によるリスクが生じるというものでございます。これは何かというと、口から土を土埃で食べた時に、鉛による健康被害、それが基準を超えてあるということなのですが。

今回、グラウンドやグラウンドの外でも見つかっているということで、この地域一帯が何らかの原因で土壤含有基準が汚染されている可能性があるということは、何となく、原因が明確ではなく示唆されたと思います。

基準を超えているレベルはわずかなのですが、この周辺の地域、今後開発される地域においても、おそらく同様の汚染になる可能性がある。昔はガソリンに入っている鉛とかで汚染があったりするということがあります。

ただ、一方で、こういったものが分かったことで、今もう自由に使えているような場所、

オープンスペースがあったときに、そういうものが超えている可能性があるという懸念を持たれる都民の方もいらっしゃるのではないかと。

一般にそういったものがあつたら、被覆をしたり、土壌の飛散防止をするというのが最初にやられる対策ですので、こういった情報が出た段階で、周辺の地域においてそういう懸念が出てくる可能性があるということと、もしそういったことであれば、先行した調査をして、そういったものがあるところは先に覆ってしまうとか、そういったことも考えられるかなと思いました。

もし汚染原因がここで何か鉛を使っている明確であると、それ以外のところはおそれがないことが明確であれば、多分そういったことは必要ないと思います。ただ、原因がよく分からなくて、調査をした結果出ましたということであれば、周辺地域もそういう懸念があるということで御検討いただければと思います。

以上です。

○事業者 御指摘ありがとうございます。

これは評価書に書かせていただいていることなのですか、昔、練兵場だったという経緯が御存じのとおりありますので、そこら辺は今後いろいろ注意しながら対策を行っていきたいと思っております。

○保高委員 今の指摘というのは、御存じだと思いますが、東京都内でも汚染が見つかって、その後、緊急対策としてブルーシートを敷く、住民説明会をそれでたくさんやっていくというケースも多々ございます。都の保有地でも結構そういった事例があると。なので、そういったことの懸念が今分かったと。

そういった状態で、今自由に入れるスペースがあるところがある場合は、そのリスクがあるということですね。ということの対応については、中で御検討いただければ。そういった事例もあって、それによって数か月、もしくは数年そういった協議が続くというケースもあるということで、情報提供です。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、安立委員、どうぞ。

○安立委員 第二部会で生態系を担当しております安立と申します。

樹木について大変いろいろと調査等いただきまして、また、根っこの適切な処置等をありがとうございます。

それで、1つ伺いたいのですが、既存樹木の本数のところで83ページですかね。枯

損が5本生じていて、伐採する予定の樹木が4本枯損して、存置するはずの樹木が1本枯れたということなのですが、こちらの樹木等について何か特徴などありますでしょうか。

例えば、周りの環境が急に変わって枯れてしまったのか、それとも、そもそももう寿命が来たのか。キクイムシというのがあったのですが、これが原因で枯損したのか等、何かございますか。参考のためにお聞かせ願いたいです。

○事業者 ありがとうございます。三井不動産から回答させていただきます。

枯損した5本のうち、まず、今おっしゃっていただいた、保存の中で枯損があった1本、こちらについては、原因としては、もともとこれは毎木調査で定点観測はしていたのですが、開口空洞とかテングス病というところが考えられるだろうというところで、樹木医の見解は得ています。

このあたりの枯損の伐採というのが、例えば今回については2024年の春頃にあった大雨の影響で枝折れがしたものとか、もともと幹の腐朽とか、そういったものが確認されていた樹木が、より枝が折れたりして、安全管理上もう伐採しないと、人命とかも含めて、その懸念があるという中で伐採したのが今回の5本という形になります。

○安立委員 ありがとうございます。

一生懸命保全措置をやったとしても、植物も枯れてしまうこともあるので、大変たくさん努力をしていただいてよいと思います。

やはり公園を利用する方の人命が一番ですので、よくよく観察していただいて、枯れゆく樹木については伐採も致し方ないかと、個人的には思っておりますので、引き続き観察のほうをどうぞよろしくお願いします。

以上です。

○事業者 ありがとうございます。

まさに樹勢が弱っている樹木には、先ほどのイチョウとかについては樹勢回復措置などを行っていますし、あと、例えば施肥の実施とか、定期的に巡回してそういった危ない樹木がないかといったところは、管理されている明治神宮外苑でもやられているところですので、引き続き利用される方の安全を第一に管理は続けていければと考えております。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

横田委員、どうぞ。

○横田委員 第一部会で自然環境分野を担当しております横田と申します。本日も丁寧な御説明をありがとうございました。

4列イチョウの件からですが、令和5年5月の状況に対して6年5月で改善が見られていることの御報告がありましたが、一方で、夏場の状況を中心に、Cの状態の木も生じているというようなことで、

これからまた6年の夏場になったときに、BからAに改善が見られたのが令和5年のヘデラの状況とか灌水とか、そういった状況の改善があったかと思いますが、継続的にこのようにトレンドが改善していくのかというあたりの見込みに関して、今現在やっていらっしゃる樹勢回復措置が区道の北側のラグビー場東側に限定されているのではないかと思います。

例えば、イチョウ並木の剪定の時期の検討であるとか、そのような全体的な観点から追加的に検討しておく保全措置というものがないのかどうか、そういったあたりの見解についてお聞かせいただきたいと思います。

まずはその点に関してお願いできますでしょうか。

○事業者 三井不動産から回答させていただきます。

まず、夏場の樹勢の話については、先ほど冒頭の説明の中でちょっとだけ触れました樹勢回復措置、去年の4月から6月にかけて、まさにヘデラの状況などをはじめとしたところをやったのですが、今月も水圧穿孔とか、土壌を軟らかくするような措置とか、稲わらを据置し直したりとか、これから夏を迎えるに当たってやっている措置もあります。

また、灌水設備も設置していますので、そちらの例えば頻度を今どうすべきかというところは再考などしているところであります。

○横田委員 ありがとうございます。

灌水措置というのは、北西以外にもやられているのですか。

○事業者 今やっているのは、まさにそこのイチョウの西側の1列の一部と、あとは今回2月に調査をした港区道のところ、そこにも灌水設備を設置しているのと、あと、今後、移植した樹木も、移植先には灌水設備を設置するようなことを計画しています。

○横田委員 令和元年の春の調査に比べると、春比較ですが、全体としてB側に移行している。長期的に見たときにはB側に振れているわけですが、全体的な措置として、水分条件は結構やはり、夏場非常に酷暑が厳しいので、かなり効いてきているのではないかと思いますので、全体的な水分状態のモニタリングのようなものが可能なのであれば、検討いただくというのではないかと思います。

土壌水分計を挿しているような写真がありましたが、これも現在灌水しているところに挿されているのですよね。そうすると、全体的な傾向として見にくい、限定されているよ

うな気がしますので、もう少し拡大して見られるような調査もあってよろしいのではないかと思います。

あと、イチヨウも、移植対象になる区道上ですが、こちらは2本、土壌状況を調査していただきましたが、20cm部分はローム層ということで、これはある程度、創設時にかなり土がきちんと整備された状態で植栽されたというような感じに見受けられるのですが、もしこのような状況であれば、大体全てのイチヨウが移植に堪え得る状況にあると捉えてよろしいと考えられているのでしょうか。全体的に見たときの状況をお伺いできればなと思いました。

○事業者 こちらも三井不動産から回答します。

今回、先行的に2本だけ見た形にはなりますので、正直この段階で移植ができるかどうかという判断のところは、まだできないというのが正直なところでございます。

ただ、もともと、今回の港区道沿いのあそこのイチヨウというのが、生育環境としても特殊で、歩道と車道に挟まれたような形で真ん中に植栽があるというものなので、そういった中で根がどういった生え方をしているのかというところは、正直掘ってみないと分からないところがありました。

懸念していたのは、植栽帯にしか根がないとか、歩道とか車道に一切伸びてないと、そうするとなかなか根回し自体が難しいというようなことになってくるので、そこを懸念はしていたのですが、実際掘って見てみると、写真のとおりちゃんと車道側にも歩道側にもそれなりに太い根がしっかりと生えていましたので、これは当然、土壌のところの要因もあると思いますが、そういったところを踏まえると、先行して見た2本を見る限りは、今の段階では移植は検討できるかなと考えています。

○横田委員 ありがとうございます。

思っているよりもいい状況だと思いますし、もし全てが想定できるのであれば、移植先の基盤の確保というのが非常に重要になるのではないかと思いますね。根鉢が大きくなれるかもしれませんので、きちんと土壌空間を確保できるように、あらかじめそういう、根鉢のサイズをきちんと確保するような設計をしておくことを、今の段階から検討していただくのがいいのではないかと思います。

土壌に関してもお伺いしたいのですが、特に建国記念文庫のほうですと、鉛の話もあって、除去の必要なども考えると、表土のような環境をどれぐらい保全できるのかとか、あるいは、表層の移植とか、そのような土の環境の確保をどのように考えていけそうかとい

うあたりについてお伺いしたいと思いました。

客土はされるのだと思いますが、客土して全く周りの土がなくなってしまうというのも植生の遷移を保全したというような形にはならないので、できるだけ土壌を有効活用できるような形で表土の保全を図っていただきたいと思うのですが、現在の建国記念文庫などでの表土の状況の確認などはされているのでしょうか。

○事業者 日建設計から回答させていただきます。

建国記念文庫の箇所の表土につきましては、土壌汚染調査をして、その結果も載せているわけですが、3か所で汚染の区域が確認されておりまして、ここにつきましては、移植樹木等に抵触する場所などもあるわけです。

そこにつきましては、根の部分、汚染区域という区域全体が細かく見ると汚染されているのかどうか分からない状態ですので、さらにピンポイントで絞って、移植樹の近くの土を調査して、基準値を上回っているかどうかを確認した上で、土壌と一緒に移植をするということをしております。ですので、一本一本の移植樹につきましてはそこまで調べてちゃんとやっていくということでございます。

ただ、汚染区域を完全に調査した結果、基準値を超えているようなところも実は発生しておりまして、そこにつきましては残念ながら伐採という方向をとらせていく。今後もそういうことがほかの箇所でも続いていくのかなというようなことを考えております。

○横田委員 ありがとうございます。丁寧に対応していただいていると思います。

このように、移植が実際に検討段階になってくると、移植対象木の環境を個別に調査しておそらく検証されると思いますが、その状況に関してきちんと記録を取られるといいのではないかと思います。

どのような根拠でこの樹木の土壌の根鉢はこのように取って、移植対象としなかったかとか、したかとか、そういった履歴をきちんと残して、せっかく単木で調査されてきていて、単木の健全度をはかられていらっしゃると思いますので、環境についてもできるだけ記録を残していただけるといいと思いました。

あわせて、全体の移植計画が非常にタイトになってきたときに、環境データとしてそれらを集めて、移植すべき木のもともとの環境がこのような状態であったというようなデータにしていきたいと思います。

そうすることで、復元に向けて過去の状態というのがリファレンスになるのではないかと思いますし、新植との兼ね合いのさせ方というのでも検討できるようになってくるのでは

ないかと思うので、そこも設計に活かしていく部分が多分にあるのではないかと思います。

ですので、結構、現地移植が増えてきていると理解していますので、できるだけトレーサビリティがはっきりとしていくような形でデータを積んでいただきたいと思います。

○事業者 ありがとうございます。

まさに今の話ですと、今後、移植した後は、モニタリングを当然実施していくことにしまして、前回の事後調査報告のときに表はつけたのですが、モニタリング調査票みたいなものを作って、それに応じて、通常やっている活力度調査の項目、それに加えて、移植した樹木の場合は支柱の状況とか、土壌の状況ですね、まさに今おっしゃっていただいたような。

そういったところも含めて記載するような形になるので、従前の土壌も当然調べてはいるのですが、行った先の土壌の状況はどうかというところ、あとは活着の状況とか、そういったところを数年かけて見ていく計画にしていますので、そこもしっかりと見ていきたいと思います。

○横田委員 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

保高委員、どうぞ。

○保高委員 今の御質問の内容の中で、土壌汚染があった場合は伐採するというお話があったかと思います。

今回のところでどれぐらい切る樹木があったかというのは分かりませんが、土対法、もしくは、都条例はちょっと私記憶がないのですが、土対法の中では、単位区画の中での絞り込み調査というのが認められているので、本当に樹木がたくさんあるような場面では、より絞り込み調査をして範囲を特定した上で伐採する樹木を少なくしていくみたいなことも多分あると思いますので、そういったことも含めながら伐採するものを少なくしていくことが重要かと思いました。ありがとうございます。

○事業者 まさに絞り込み調査をやった上で、極力伐採の本数は少なくすべく、しっかりとやった上での今の本数になっているという形になります。

○保高委員 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

横田委員、どうぞ。

○横田委員 自然との触れ合いについて。仮囲いの景観的なインパクトというのが少し気になり始めていて、連続的に白い仮囲いの延長が長くなってくると、夏場は特に反射率が高くなったりして、公空間に影響があったりしないかなと思ったりして。

ただ、非常に規模の大きい開発ですので、例えば全てを緑でというのはなかなか難しいのを理解した上なのですが、何か構造的に少し開放的な環境が作れるような場所で、もし少し内側に入ってもいいような場所があったら、少しセットバックを検討するとか、何かそういった歩行者に対する配慮をしていただけると、少しでも緩和になるのかなと思いますのと。

中が全く見えないという状態で、ずっと長い仮囲いが存在し続けることの影響も少し考慮していただきたいと思うところです。中が少し見えるだけでも、状況が理解できて、こういう状況であれば仕方ないなと思えるというような利用者の方の気持ちにも配慮いただけるといいのではないかと思います。

以上です。

○事業者 ありがとうございます。

仮囲いのところはまさに、我々もなかなか真っ白なものだと結構圧迫感もあるので、どうすべきかという中で、いつからか明確に言えずに申し訳ないですが、白い仮囲いに緑のシールを貼ってまして。

なので、少しそれで周りの緑とも合わさって、多少は圧迫感というのは軽減されているかと思うのですが、今おっしゃっていただいたような観点を含めて引き続き検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○柳会長 宗方委員、どうぞ。

○宗方委員 景観をやっております宗方です。

今の自然との触れ合いの場、今の91ページで結構ですが、こちらの御報告では、歩行者動線が確保されているといった御説明をいただいているのですが、神宮第2球場の北側のところ、先々週ぐらい前を通ったら閉鎖されていたと思うのですね。北側の、北から西のほうに下りてくるところが、通ろうとしたら塞がっていて。

当然、工事の状況によってその辺開けたり閉めたりすることがあるのは仕方ないと思いますが、植物が枯れたのと違って、ここを封鎖するの？しないの？みたいなことは、目視調査ではなくて、この期間中はどうだったというような形の報告のほうが、より瞬時的な

ものの報告ではなくて、実態としてこの程度開放したとか、そういったことのほうが情報としては正確なのかと思ったのですが、この辺はどういう扱いをするのが望ましいか、その辺も御検討いただければと思います。

工事中、閉鎖せざるを得ないというのは仕方のないことだと思いますが、目視でその場で見たというもので十分かと言われると、ちょっと疑問に思ってしまうので、御検討ください。

以上です。

○事業者 ありがとうございます。

御指摘のとおり、今回、ある月、ある日で調査した結果を載せているだけだという状況ですが、先生からの御指摘を受けて、やはりある一定期間はこういう状態、あるいは、別の一定期間はこういう状態という形で、今後は事後調査報告書のほうに記載していこうと思っております。ありがとうございました。

○宗方委員 よろしくをお願いします。

○事業者 一応事業者から報告しますと、今おっしゃっていただいた、まさに第2球場の北側というところが、今年の2月末に、新宿区のもともと区道だった部分を道路封鎖した結果、ここが通れなくなっているというところで、調査時点が昨年になるので、その時点ではまだ封鎖されていなかったという経緯です。なので、今後の記載の仕方はもちろん検討するのですが、実態としてはそういった形になります。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

保高委員 どうぞ。

○保高委員 何度もすみません。土壤汚染のところで、絞り込み調査と、もう1つ思い出したのですが、50cmの覆土という対策も土対法上認められているということで、土壤の飛散防止をすることで、区域指定は解除されないけれども、その土地利用は大丈夫ということが認められているかと思います。

ただ、50cm盛土しなければいけないので、なかなか管理は難しいのですが、ほかの事例では、都内では植込みを50cm盛り上げた上で、そこをコンクリートとかで花壇的な形をして、団地の中でダイオキシンの汚染があったところをそういうふうに汚染を残したまま管理した事例がございます。

そういった土壤汚染が出てしまっても、でも残したいとなった場合は、そういったオプションもあるかなということで、1つコメント差し上げました。

以上です。

○事業者 貴重な御意見をありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(無し)

○柳会長 本日の審議会では、4列イチョウ並木の活力度調査結果とか、港区道沿いのイチョウ並木の調査概要などの報告がございました。

こうした報告を受けて、委員の方からは、事後調査結果の環境保全の観点から、例えば土壌汚染への対応とか、イチョウ並木の保全に関しては、もう少し全体的な措置を講ずるなどの観点から、保全に努めることとか、根回し空間への配慮や、移植樹木への状況記録の整理を図っていただきたい旨のお話がありました。

また、事後調査報告書における環境保全のための措置と、その実施状況の記述の内容については、概ねそれを満たしていると考えますが、事後調査結果を的確に反映させる書きぶりをお願いしたい旨の御意見もございました。

事業者の皆様におかれましては、こうした意見を踏まえて、引き続き環境保全措置を実施していただくとともに、港区道沿いのイチョウの方針については、決まりましたら審議会への報告をお願いいたします。

あわせて、事業計画に関する積極的な情報公開や、丁寧な説明を引き続き続けていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○柳会長 受理報告については以上で終わります。

そのほかに何かございますでしょうか。

(無し)

○柳会長 特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。

皆様、長時間どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退出ボタンを押して退室してください。

(傍聴人退室)

(午後5時34分 閉会)